

松戸市子育てコーディネーター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市地域子育て支援拠点事業において従事する者のうち、一定の基準を満たす者を松戸市子育てコーディネーター（以下「子育てコーディネーター」という。）として認定し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

(子育てコーディネーターの業務)

第2条 子育てコーディネーターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する。
- (2) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める。
- (3) 利用者支援の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る。
- (4) 前各号に掲げるもののほか事業を円滑にするための必要な諸業務を行う。

2 業務の実施場所は、松戸市子育て支援拠点事業の実施施設とする。

(認定資格)

第3条 子育てコーディネーターとして認定できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付雇児発0521第18号)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。)別表1に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修(以下、「基本研修」という。)及び別表2-2の1に定める子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」に規定する内容の研修(以下「基本型専門研修」という。)を修了していること。

なお、以下の左欄に該当する場合については、右欄の研修の受講を要しない。ただし、中段及び下段に該当する場合には、事業に従事し始めた後に適宜受講することとする。

子育て支援員研修事業実施要綱5の(3)のアの(エ)に該当する場合	基本研修
本実施要綱が適用される際に、既に利用者支援事業に従事している場合	基本研修 基本型専門研修
事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できないなどその他やむを得ない場合	基本研修 基本型専門研修

- (2) 以下に掲げる相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市町村長が認めた事業や業務(例:地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務等)の実務経験の期間を参酌して市町村長が定める実務経験の期間を有すること。

ア 保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者の場合 1年
イ ア以外の者の場合 3年

(実施方法)

第4条 事業の実施については、次の各号に定めるところによるものとする

- (1) 子育てコーディネーターは、関係施設や関係機関と相互に協力しあうとともに、事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築する。
- (2) 子育てコーディネーターは、事業を実施するあたり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等を維持向上させるため、フォローアップ研修及びその他必要な各種研修会、セミナー等の受講に努める。
- (3) 子育てコーディネーターは、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。また、同じく守秘義務を課せられた職員等と情報交換や共有し、連携を図ること。
- (4) 子育てコーディネーターは、児童虐待の疑いがあるケースが把握された場合には、福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員、その他の関係機関と連携し、早期対応が図られるよう努める。
- (5) 障害児等を養育する家庭からの相談等についても、市町村の所管部局、指定障害児相談支援事業所等と連携し、適切な対応が図られるよう努める。

(申請)

第5条 子育てコーディネーターとして認定を受けようとする者は、第1号様式により市長に申請しなければならない。

(認定)

第6条 前項の規定により申請を受けたときは、第3条に規定する要件を満たしている者に対し、子育てコーディネーターとして認めるものとする。

2 市長は、認定した子育てコーディネーターの継続的な資質の向上に努めるものとする。

(認定解除の申し出)

第7条 子育てコーディネーターと認定された者が第3条の要件を満たさなくなったときは市長に報告しなければならない。

(認定の解除)

第8条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を解除するものとする。

- (1) 松戸市地域子育て支援拠点事業のスタッフとして従事しなくなったとき。
- (2) 虚偽の内容その他不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか事業の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。